

第1章

計画の基本的事項

1. 所沢市マチごとエコタウン推進計画改定の背景
2. 環境基本計画とは
3. 環境の現況と特性

第1章 計画の基本的事項







1. 所沢市マチごとエコタウン推進計画改定の背景

(1) 環境問題の国内外の動向

① 国際的な動向

世界全体に及ぶ危機である地球温暖化の進行は、世界的な異常気象の発生、干ばつの増加、沿岸域等における洪水、災害被害の激化、感染症被害の増加、農業への影響など、人類の社会経済活動に極めて大きな影響を及ぼすものであるため、対策が待ったなしの状況となっています。

世界が持続可能なものとなるよう、2015(平成27)年に国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、気候変動対策も含む17のゴールと169のターゲットで構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国名	削減目標	今世紀中頃にに向けた目標 ネットゼロ ¹ を目標とするなど (気候変動枠組条約第15条)
 中国	2030年までに GDP当たりのCO ₂ 排出量を 65%以上削減 (2005年比) <small>※CO₂排出量のピークを2030年より前にするを目標とする</small>	2060年までに CO ₂ 排出量を 実質ゼロにする
 EU	2030年までに 温室効果ガスの排出量を 55%以上削減 (1990年比)	2050年までに 温室効果ガス排出量を 実質ゼロにする
 インド	2030年までに GDP当たりのCO ₂ 排出量を 45%削減 (2005年比)	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030年度において 46%削減 (2013年比) <small>※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050年までに 温室効果ガス排出量を 実質ゼロにする
 ロシア	2030年までに 30%削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	2030年までに 温室効果ガスの排出量を 50-52%削減 (2005年比)	2050年までに 温室効果ガス排出量を 実質ゼロにする

出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより
(<http://www.jccca.org/>)

SDGsを踏まえ、2015(平成27)年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では「パリ協定」が採択され、目標として、「産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑える(さらに努力目標として1.5℃未満に抑える)」、「今世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする(排出量と吸収量をあわせてゼロにするという意味)」等が掲げられました。

2018(平成30)年に発表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の「1.5℃特別報告書」では、工業化以前からの気温上昇が1.5℃と2℃では気候変動の影響が大きく異なることや、2030年までに2010(平成22)年比で世界全体のCO₂排出量を約45%削減する必要があるという知見が示されました。

2021(令和3)年に発表されたIPCCの第6次評価報告書の第I作業部会報告書では「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と示されました。2022(令和4)年の同評価報告書の第II作業部会報告書では、気温上昇が一時的に1.5℃を超える場合は、超えない場合と比較して、多くの人間と自然のシステムがより深刻なリスクに直面すること、地球温暖化の進行に伴い、損失と損害が増加し、更に多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達するであろうこと等が示されました。同評価報告書の第III作業部会報告書では、「COP26より前に発表された国が決定する貢献(NDCs)の実施に関連する2030年の世界全体の温室効果ガス排出量では、21世紀中に温暖化が1.5℃を超える可能性が高い見込みである」こと等が示されました。

■IPCC が示した気候変動の5つのシナリオ

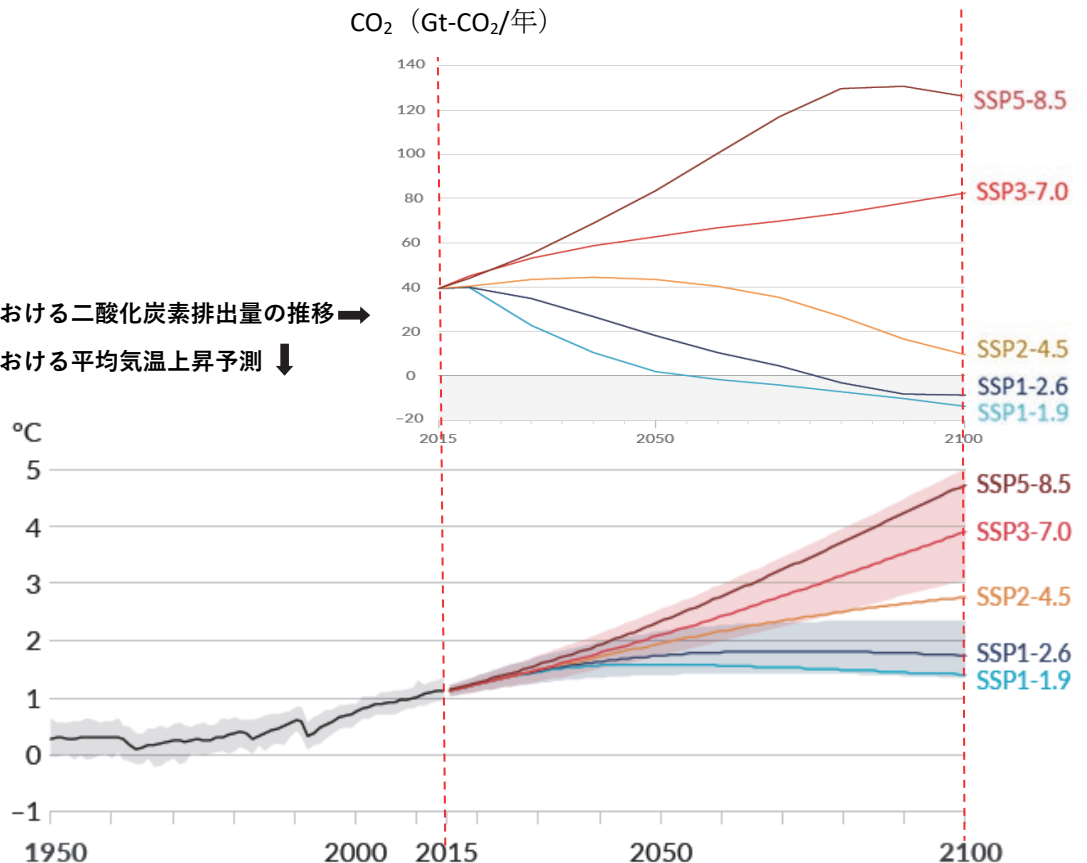
IPCC は第6次評価報告書において、将来の気温上昇を考える上で、気候変動の5つのシナリオを示しています。

シナリオ		シナリオの概要
①	SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない。温室効果ガスの影響が高く、5℃程度の気温上昇が見込まれる。IPCC 第5次評価報告書におけるシナリオではRCP8.5に近い。
②	SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で気候政策を導入しない。温室効果ガスの影響が中くらい～高い。IPCC 第5次評価報告書におけるシナリオではRCP6.0とRCP8.5の間に該当する。
③	SSP2-4.5	中くらいの発展を見込む条件下で気候政策を導入する。2030年までの各国が目標としている温室効果ガスの排出削減量のほぼ上限にあたる。見込まれる気温上昇は約2.7℃。IPCC 第5次評価報告書におけるシナリオではRCP4.5に近い。
④	SSP1-2.6	持続可能な発展を見込む条件下で、気温上昇を2℃未満に抑える気候政策を導入。21世紀後半にCO2排出正味ゼロを達成する必要がある。IPCC 第5次評価報告書におけるシナリオではRCP2.6に近い。
⑤	SSP1-1.9	持続可能な発展を見込む条件下で、気温上昇を約1.5℃以下に抑える気候政策を導入。21世紀半ばにCO2排出正味ゼロを達成する必要がある。IPCC 第5次評価報告書におけるシナリオでは該当するものはないが、温暖化をパリ協定の目標である1.5℃に抑えることを重点に置いた新しいシナリオとなる。

各シナリオにおけるCO₂排出量は、下図(a)のとおり推移すると予測されています。各シナリオにおいてCO₂排出量がこのように推移した場合、2100年までの世界平均気温は下図(b)のとおり推移すると予測されています。

世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃に抑えるためには、下図(a)の「SSP1-1.9」のとおり、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにする必要があります。

●図(a) 各シナリオにおける二酸化炭素排出量の推移 →
 (b) 各シナリオにおける平均気温上昇予測 ↓



出典: IPCC AR6 WG1 SPM.4a、8a(2021年8月)を基に所沢市が作成

②国内の動向

国内では、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、エネルギー政策も大きな転換を余儀なくされました。国内の原子力発電所の運転停止に伴う火力発電への依存により、国内の温室効果ガスの排出量は増加しています。一方、同年8月に成立した固定価格買取制度（FIT）により、再生可能エネルギーの導入等によるエネルギーの低炭素化が政策的に進められています。

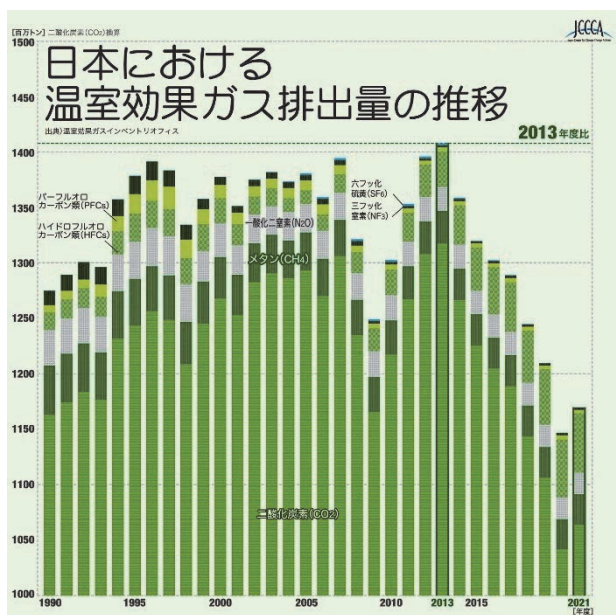
また、東日本大震災により、今まで「当たり前」に供給されていた電力がストップする事態が生じたことから、エネルギーの自立・分散化を図り、エネルギー供給の仕組みを確保する必要が広く認識されました。

地球温暖化対策としては、2015（平成27）年11月から12月にかけて開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）に向け、日本の温室効果ガス排出削減目標を「2030年に2013年度比で26.0%削減する」とした約束草案が、2015（平成27）年7月に地球温暖化対策推進本部にて決定されました。この約束草案を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくため、「地球温暖化対策計画」が2016（平成28）年5月に策定されました。この中では、「地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する」として、地方公共団体の基本的役割が定められました。

こうした動向の中で、2018（平成30）年4月には、政府の「第5次環境基本計画」が閣議決定されました。当計画では、SDGsの考え方を活用し環境政策を契機として、我が国が抱える経済・社会上の諸課題の同時解決の実現により、新たな成長につなげていくことが基本的な考え方として示されています。

あわせて、2018（平成30）年6月には、各主体が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化し、一丸となって適応策を推進していくため、「気候変動適応法」が成立し、2018（平成30）年11月に「気候変動適応計画」が策定されました。

一方で、パリ協定以降に国内外で高まる脱炭素に向けた要請に対応するため、2020（令和2）年10月に当時の菅義偉首相が国会の所信表明演説にて国全体で2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。2021（令和3）年4月には、「2013年度比2030年度温室効果ガス排出量46%削減、更に50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨を表明し、温室効果ガス削減目標の上積みの方針が示されました。関連して、2021（令和3）年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という）が改正され、理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が明記されました。2021（令和3）年10月には「第6次エネルギー基本計画」の策定及び「地球温暖化対策計画」の改定が行われ、電源構成における再生可能エネルギーの割合の引き上げや2030年度温室効果ガス排出量46%削減に向けた部門別削減目標及び対策の方向性等が整理されています。あわせて、気候変動による被害を回避・軽減し、安全・安心で持続可能な社会を目指すため、「気候変動適応計画」についても変更され、適応策の拡充・強化が見られます。2023（令和5）年5月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（以下「GX推進法」という）が成立し、GX（グリーント



ランスフォーメーション) 推進戦略の策定・実行や、GX 経済移行債の発行等の方向性が示されています。

また、生物多様性に関連した動向としては、2023(令和5)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)に向けた地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略がとりまとめられています。

環境問題の国内外の動向

2011年	(平成23年)	3月	東日本大震災発生
2015年	(平成27年)	7月	「日本の約束草案」決定 (温室効果ガスを2030年に2013年度比で26.0%削減)
2015年	(平成27年)	9月	「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
2015年	(平成27年)	11月	「気候変動の影響への適応計画」策定
2015年	(平成27年)	12月	「パリ協定」合意(第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21))
2016年	(平成28年)	5月	政府「地球温暖化対策計画」策定
2016年	(平成28年)	12月	「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」決定
2018年	(平成30年)	4月	「第5次環境基本計画」閣議決定
2018年	(平成30年)	6月	「気候変動適応法」成立
2018年	(平成30年)	7月	「第5次エネルギー基本計画」閣議決定
2018年	(平成30年)	10月	「気候変動適応計画」策定
2020年	(令和2年)	10月	2050年カーボンニュートラル宣言
2021年	(令和3年)	5月	「改正地球温暖化対策推進法」が成立
2021年	(令和3年)	6月	「地域脱炭素ロードマップ」策定
2021年	(令和3年)	10月	「第6次エネルギー基本計画」閣議決定
2021年	(令和3年)	10月	政府「地球温暖化対策計画」改定
2021年	(令和3年)	10月	「気候変動適応計画」閣議決定
2023年	(令和5年)	3月	「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定
2023年	(令和5年)	5月	「GX推進法」の成立

(2) 市内の動向

市内においては、1995（平成7）年に川越市・狭山市・三芳町との行政境にまたがる雑木林（通称くぬぎ山）において高濃度のダイオキシンが検出されたとの報道からダイオキシン問題が始まり、多くの市民に不安や混乱をもたらしました。所沢産のほうれん草などがスーパーなどから締め出され、価格が大暴落するといった事件も起こりました。

これを受けて、本市では1997（平成9）年4月、市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するために必要な環境を保全し、現在及び将来の市民の福祉に貢献することを目的とした「所沢市環境基本条例」を制定し、1999（平成11）年3月には、この条例に基づき、環境施策を総合的に推進することを目的とした「所沢市環境基本計画」を策定しました。計画の対象期間を1999（平成11）年度から2010（平成22）年度までの12年間とし、様々な施策を実施し、ダイオキシン類対策における目標の達成などの環境の向上が確認されました。



その後、地球温暖化問題の顕在化に対応するため、2006（平成18）年3月に計画の一部を改定、「第1期所沢市環境基本計画」の計画期間の終了を迎える2011（平成23）年3月には、「所沢市地球温暖化対策実行計画」を内包する「第2期所沢市環境基本計画」を策定し、これに基づき、環境保全に関する施策・事業を進めてきました。

本市では、これらの計画に基づいて、ごみ分別の推進、ダイオキシン問題に対する独自条例の整備、廃棄物焼却施設の撤去に対する補助の実施、ISO14001環境マネジメントシステムの運用による環境に配慮した行政運営の推進など、環境負荷の低減に努めてきたほか、身近な地域環境から地球環境までを視野に入れた環境の保全、改善に向けた、市民・事業者とのパートナーシップに基づく協働の取組を進めてきました。

また、2014（平成26）年3月には、「マチごとエコタウン所沢構想」を策定しています。このマチごとエコタウン所沢構想は、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災や、その後の東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から、便利さや快適さを追求した生き方を見直し、今後の市としてのあり方を示した構想です。

マチごとエコタウン所沢構想は、これまでの考え方からさらに進めて、次世代を担う子どもたちのために、マチぐるみで新たな行動をスタートし、広げ、定着させていく道しるべであり、地域の貴重で豊かなみどりを守り育て、「人と人」、「人と自然」との絆を大切にする「エコタウン」をみんなで築いていこうとするものです。

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」は、「マチごとエコタウン所沢構想」と統合させ、新たな環境基本計画として策定しました。

その後、2020（令和2）年には、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにする、ゼロカーボンシティを宣言しました。さらに、現在そして未来の子どもたちが恵み豊かに暮らせる「ふ



るさと所沢」を創り、継承するため、市民とともに不断に取り組むことを決意し、「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」を制定しました。

各施策の推進により「マチごとエコタウン所沢」の実現に向け、今後もよりよい環境づくりに取り組んでいきます。

環境問題の市内の動向

1995年	(平成7年)	通称「くぬぎ山地域」においてダイオキシン問題発生
1997年	(平成9年)	「所沢市環境基本条例」制定
1999年	(平成11年)	「所沢市環境基本計画」策定 計画期間：1999(平成11)年度～2010(平成22)年度
2006年	(平成18年)	「所沢市環境基本計画」一部改定
2011年	(平成23年)	「第2期所沢市環境基本計画」策定 計画期間：2011(平成23)年度～2018(平成30)年度
2011年	(平成23年)	3月11日 東日本大震災が発生 ・現行計画策定以後の大きな社会的な変化、人と人との絆の重要性を再認識 ・環境面においても放射性物質への対応をはじめ、今後の自然との関係性、自らの生活様式の変容(物の重視⇒質の重視)が見られる
2014年	(平成26年)	「マチごとエコタウン所沢構想」策定 計画期間：2014(平成26)年度～2018(平成30)年度
2015年	(平成27年)	3月 「第2期所沢市環境基本計画」一部見直し 計画期間：2015(平成27)年度～2018(平成30)年度 ・関連諸計画との整合(マチごとエコタウン所沢構想) ・温室効果ガス排出量の削減目標の見直し、指標項目の見直し等の対応
2019年	(平成31年 ・令和元年)	3月 「所沢市マチごとエコタウン推進計画(第3期所沢市環境基本計画)」策定 計画期間：2019(令和元)年度～2028年度 ・「第2期所沢市環境基本計画」と「マチごとエコタウン所沢構想」を統合
2020年	(令和2年)	「ゼロカーボンシティ」を宣言
2021年	(令和3年)	近隣4市(飯能市、狭山市、入間市、日高市)と共に、「ゼロカーボンシティ」共同宣言を表明
2023年	(令和5年)	4月 「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」施行

2. 環境基本計画とは

(1) 環境基本計画とは

「所沢市環境基本計画」とは、「所沢市環境基本条例」第9条第1項に基づき、環境保全に関する施策・事業を総合的・計画的に進めるための計画です。また、「環境基本法」第36条第1項においても、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び当該区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的・計画的に推進・実施するものと規定されています。本計画では、どのような環境・社会を目指し、どのような施策を進めていくべきかを中・長期的視点に立って示し、実施すべき施策、推進体制等を示しています。また、本計画の施策に期待される効果については、「持続可能な開発目標(SDGs)」を用いて整理し、SDGsの推進に貢献しています。

(2) 市の環境を支える計画等

本計画は、本市の最上位計画である「第6次所沢市総合計画」をはじめ、廃棄物やみどり等に関する分野別計画との整合を図り、連携することで、全庁を挙げた環境保全の取組を推進しています。

計画等の名称	第6次所沢市総合計画
期間	2019年度～2028年度
概要	まちづくりの理念や将来都市像、まちづくりの目標を示した基本構想を実現するため、目標に対する現状と課題、課題解決に向けた施策の方針や施策の体系、主要な事業などを示したものです。

計画等の名称	所沢市公共施設等環境配慮推進ガイドライン
期間	2022年度～
概要	ゼロカーボンシティの実現に向けて、公用車の導入、公共施設の新築、増改築、修繕などに係る全庁的な環境配慮基準を定めたものです。

計画等の名称	所沢のみどりの基本計画
期間	2019年度～2028年度
概要	本市のみどりの保全と創出、活動など、本市のみどり全般に対する方向性を示し、各主体が共に行動していくことを目的に定めた計画です。

計画等の名称	所沢市水とみどりがつくるネットワーク計画
期間	2019年度～2028年度
概要	本市の豊かな水とみどりを、未来の子どもたちに引き継ぐとともに、まちのにぎわいや魅力とつなぎ、その豊かな恵みを楽しむ「水とみどりがつくるネットワーク」をつくりあげる計画です。

計画等の名称	生物多様性ところざわ戦略
期間	2021年度～2030年度
概要	危機にある生物の多様性を、多くの人や団体と協力しながら、保全、再生、創出するための取組をまとめた計画です。

計画等の名称	公共施設緑化ガイドライン みどりつなぐまち所沢
期間	2012年度～
概要	公共公益施設の緑化指針で、緑化基準、緑化方法、維持管理、植栽候補種の選定、緑化協議などを定めたものです。

計画等の名称	所沢市一般廃棄物処理基本計画
期間	2015年度～2029年度
概要	循環型社会の形成を目指して計画的に廃棄物を処理するため、廃棄物の排出抑制及び発生から処分に至るまでの廃棄物の適正処理について定めた計画です。

計画等の名称	第三次不老川生活排水対策推進計画
期間	2017年度～
概要	不老川の更なる水質改善を目指して、流域4市（所沢市、川越市、狭山市、入間市）で策定した計画です。これまでの目標達成状況を踏まえ、2017年度に新たに計画を策定しました。

計画等の名称	所沢市都市計画マスタープラン
期間	2020年度～
概要	都市計画のマスタープランとして、将来の市のあるべき姿や街づくり方針を明らかにするために策定しています。市全体の方針の中に「自然環境の保全・活用・みどりの創出の方針」を定めており、持続的発展可能な低炭素都市づくりや、様々なみどりが互いにつながるネットワークの構築を目指しています。

計画等の名称	所沢市ひと・まち・みどりの景観計画
期間	2011年度～
概要	地域の特性を活かした所沢らしい良好な景観の形成を進めるための計画で、市民、市民団体、事業者及び市の協働等による景観まちづくりの推進を目指しています。

計画等の名称	所沢市生活排水処理基本計画
期間	2011年度～2025年度
概要	下水道、浄化槽などの生活排水処理方法について比較検討を行い、2025年度を目標年度とした整備方針を示した計画です。

(3) 計画の特徴

本計画は、マチごとエコタウン所沢構想と統合した計画となっており、「“人と人”、“人と自然”との絆」を大切にする「エコタウン」を築いていくという方針を明確にしている点が特徴です。

また、国際的な協働により取り組んでいくSDGsの考え方を取り入れ、本計画の施策との関係を示していることも特色であると言えます。

また、「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版」においては、現在の社会情勢、関連法、施策の達成状況等に応じて内容を改定しています。

(4) 計画の範囲

①対象区域

所沢市域全域（72.11 km²）

②計画の期間

所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市マチごとエコタウン推進計画）の計画期間は、2019（令和元）年度から2028年度の10年間としました。今回の改定により計画期間は、2024（令和6）年度から2028年度の5年間とします。

③対象

私たちのくらしは、大気・水質・廃棄物等の生活環境、みどり・野生生物等の自然環境、景観・美観等の都市環境といった身近な環境から、地球温暖化等の地球環境に至るまで、影響を及ぼすとともにこれらの環境からも影響を受けています。

そこで、本計画で対象とする環境の範囲は、地球環境、自然環境、生活環境及び都市環境の4つとします。

分野	内容
地球環境	地球温暖化、酸性雨、森林の減少、資源・エネルギー 等
自然環境	みどり、野生生物、地形・地質 等
生活環境	大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭、有害化学物質、廃棄物処理 等
都市環境	景観、美観、利用者にやさしい公共施設、公園、文化財、交通 等

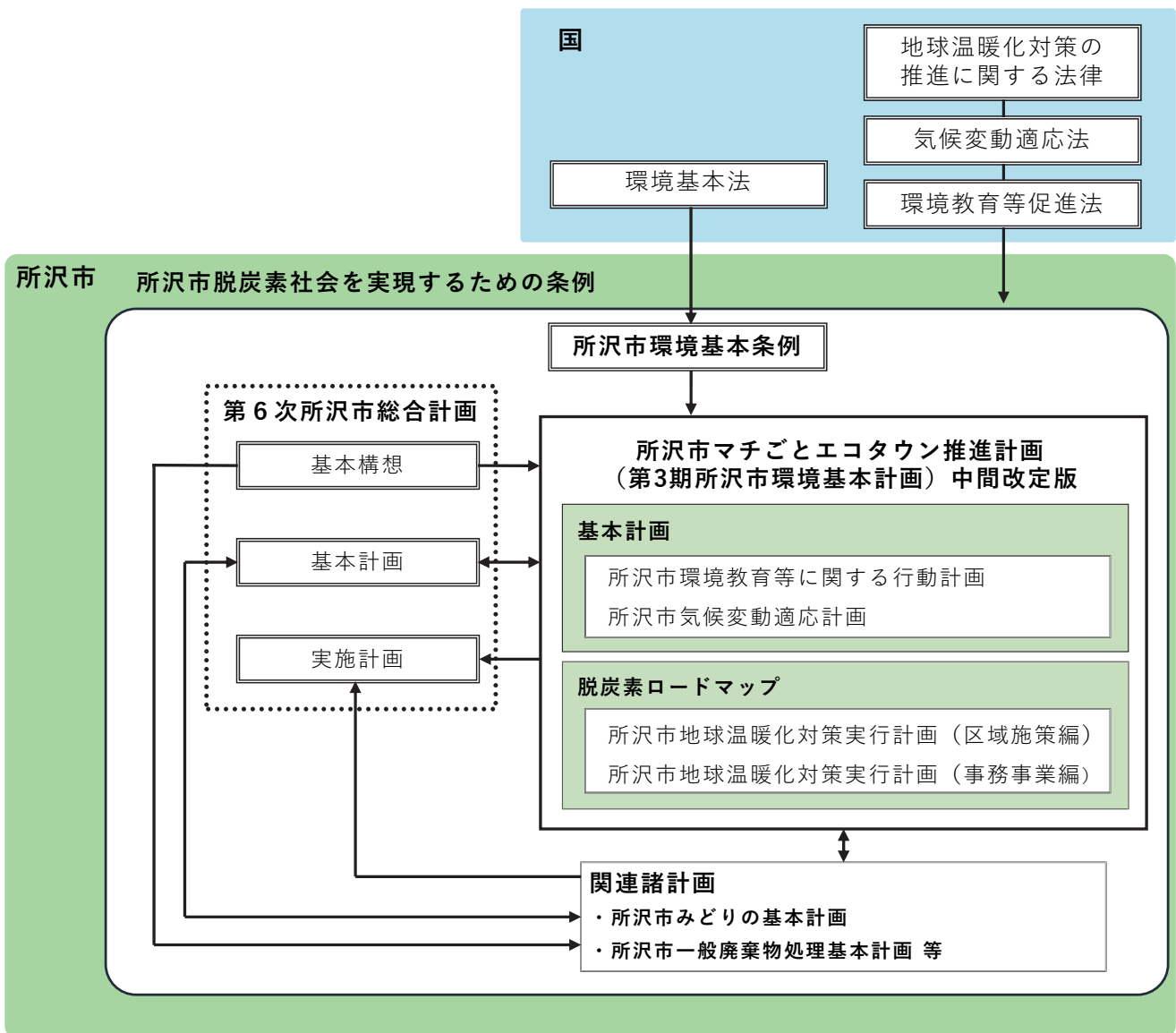
(5) 計画の位置づけ

本計画は、国や県の環境基本計画等と整合を図るとともに、本市の最上位計画である「第6次所沢市総合計画」や、廃棄物やみどり等に関する分野別計画などとの整合も図っています。

また、本計画には、「気候変動適応法」第12条に基づく「所沢市気候変動適応計画」及び「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」という）第8条第1項に基づく「所沢市環境教育等に関する行動計画」も内包されています。

さらに、SDGsについては、本計画による貢献を明確化するため、それぞれの施策が貢献するSDGsを整理し、第5章（P120-123）に記載しています。

■本計画の他計画との関係



(6) 計画の構成

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」は、マチごとエコタウン所沢構想の理念を軸に、今後10年の環境行政全体計画である環境基本計画を統合して策定しています。

このうち、特に脱炭素社会の構築に資する施策については、「所沢市脱炭素ロードマップ」として別冊にまとめます。また、「地球温暖化対策推進法」第21条第3項に基づく、市域全体の温暖化対策に係る「所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と、同法第1項に基づく、市の事務事業における温暖化対策に係る「所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、「所沢市脱炭素ロードマップ」にて取り扱います。

また、後期より新たに、「気候変動適応法」第12条に基づく「所沢市気候変動適応計画」を策定し、「環境教育等促進法」第8条第1項に基づく「所沢市環境教育等に関する行動計画」とともに基本計画に内包します。

■所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版の概要

所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版

基本計画

- 基本理念、将来像、基本方針
- 分野別施策体系
- 内包する計画
 - 所沢市気候変動適応計画、所沢市環境教育等に関する行動計画
- 推進体制

所沢市脱炭素ロードマップ

- 脱炭素社会の実現に向けた施策
- 内包する計画
 - 所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
 - 所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- 推進体制

■本計画に内包する計画

・「所沢市気候変動適応計画」

「気候変動適応法」第12条に基づき、本市の気候変動適応に関する取組を定めたものです。

・「所沢市環境教育等に関する行動計画」

「環境教育等促進法」第8条第1項に基づき、本市の環境保全活動の意欲の増進や環境教育・協働取組の推進について定めたものです。

・「所沢市地球温暖化対策実行計画」

「地球温暖化対策推進法」第21条第1項及び第3項に基づき、本市の地球温暖化対策の取組を定めたものです。

■本計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 所沢市マチごとエコタウン推進計画改定の背景
- 2 環境基本計画とは
- 3 環境の現況と特性

第2章 計画の基本理念、
将来像、基本方針

- 1 基本理念
 - ① 持続可能な環境づくり
 - ② 共生を実現する環境づくり
 - ③ 市民協働による環境づくり
- 2 将来像
“人と人”、“人と自然”との絆で、子どもたちの未来を紡ぐ
エコタウン所沢
- 3 基本方針
 - ・地域から地球環境を支え、持続可能な環境づくりに取り組みます
 - ・人と自然の共生に向け、みどりの保全・創出に取り組みます
 - ・循環型社会の形成に向け、ごみの減量・資源化に取り組みます
 - ・健康で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます
 - ・魅力的でいつまでも住み続けたい環境づくりに取り組みます

第3章 施策の展開

- 【分野別施策】
- 1 脱炭素社会の構築
- 2 みどり・生物多様性の保全
- 3 循環型社会の形成
- 4 大気・水環境等の保全
- 5 魅力的な都市環境の創造
- 【横断的施策】
- 6 とともに進める「善きふるさと所沢」の環境づくり

第4章 本計画に内包する計画

- 1 所沢市気候変動適応計画
- 2 所沢市環境教育等に関する行動計画

第5章 施策に期待される効果
(SDGs への貢献)第6章 計画の推進体制
・進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

3. 環境の現況と特性

(1) 所沢市の概況

①位置

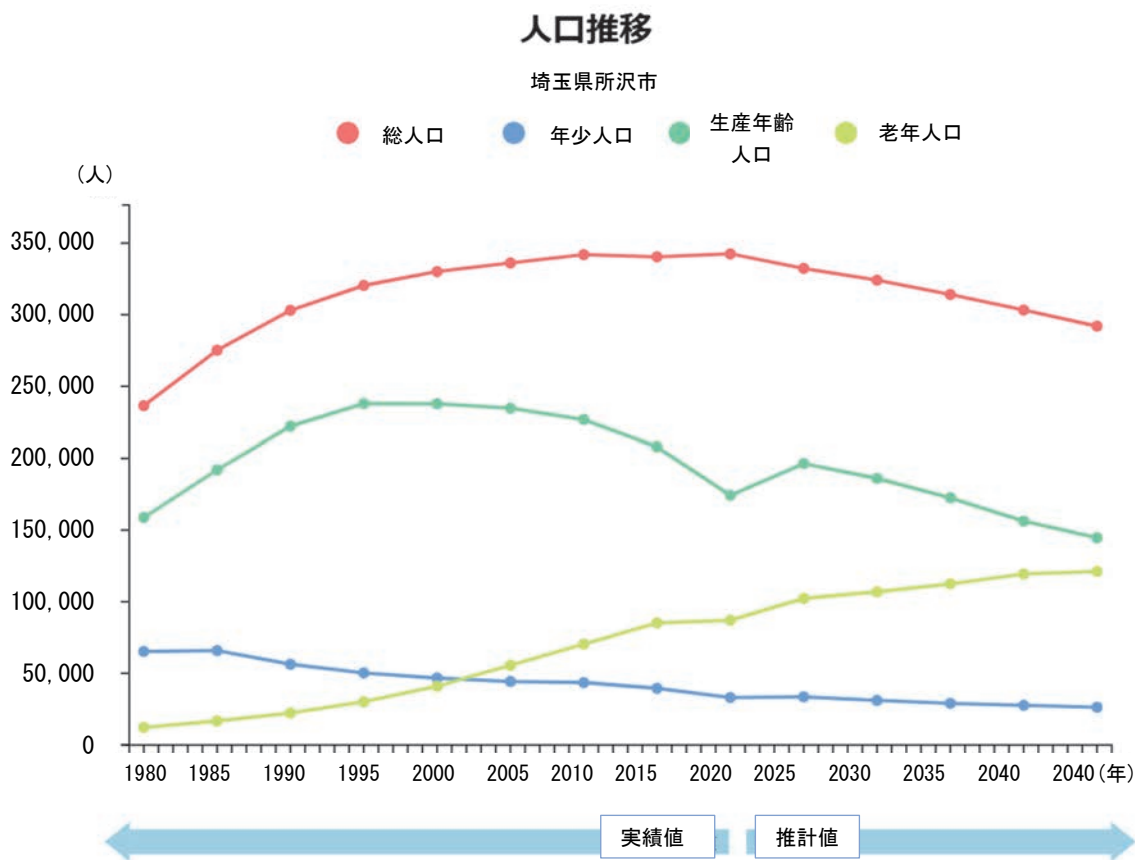
本市は、都心から30kmの首都圏にあり、武蔵野台地のほぼ中央、多摩北部に接する埼玉県南西部に位置しています。市域は東西15.1km、南北8.9km、周囲57km、総面積72.11km²に及びます。

②人口

本市の人口は2023（令和5）年6月末現在で343,982人となっており、近年は約34.5万人で横ばいとなっています。将来的には人口は減少し、2028年頃には34万人を割り込むと見込まれています。一方、世帯数については、増え続けていますが、一世帯の平均人数は年々減っており、2021（令和3）年は、過去最低の2.1人となっています。

人口構成は、今後65歳以上の老年人口が増えることが予想されます。

■年代別人口推移



【注記】

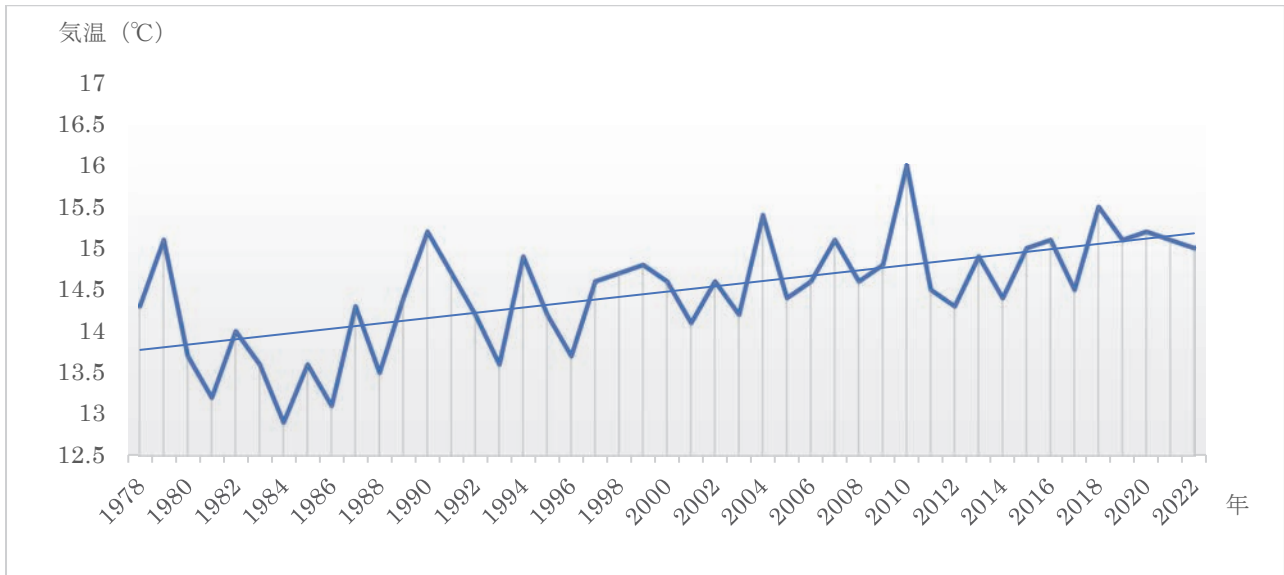
2015年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(2013年3月公表)に基づく推定値。

出典: 地域経済分析システム (RESAS)

③気候・気象

市内の2020（令和2）年から2022（令和4）年までの3年間の年平均気温は15.1℃、年間降水量の平均は1,552mmであり、温暖で過ごしやすい気候です。しかし、気候変動や都市化の影響を受け、首都圏の傾向と同様に気温上昇の傾向が見られ、これが一因と考えられる夏の猛暑や、集中豪雨の増加などの異常気象が発生しています。

■所沢の平均気温の推移

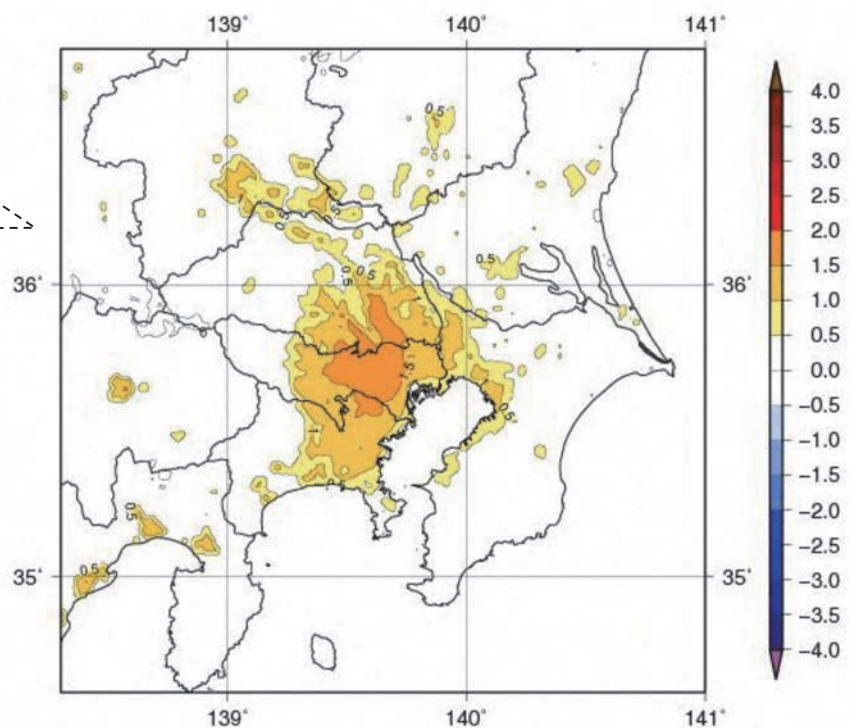


出典:数値 気象庁 HP データ
図 気象庁 HP データより作図

■関東地方における都市化の影響による平均気温の変化

2016年8月

都心部は、都市化の影響により、山間部や沿岸部と比べ、月平均気温が高くなる傾向があります。



出典:ヒートアイランド監視報告 2016(気象庁)

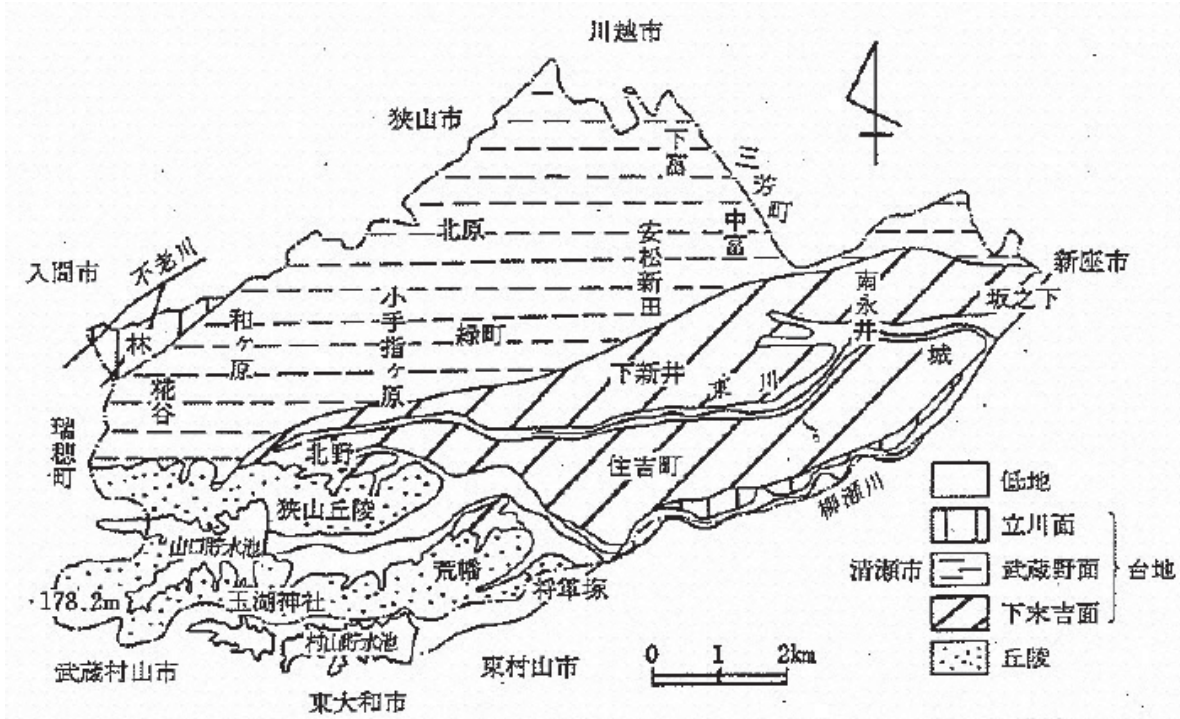
④自然特性

ア 地形・地質

本市の地形は、狭山湖を中心とした狭山丘陵、武蔵野台地、柳瀬川下流域周辺の沖積低地に三分されます。南端の柳瀬川沿いは低地と断丘崖が形成され、東川・砂川堀沿いは浅い谷が形成されています。

地質は、武蔵野台地上のほとんどが関東ローム層に覆われており、その下には武蔵野礫層が形成されています。

■地形区分図

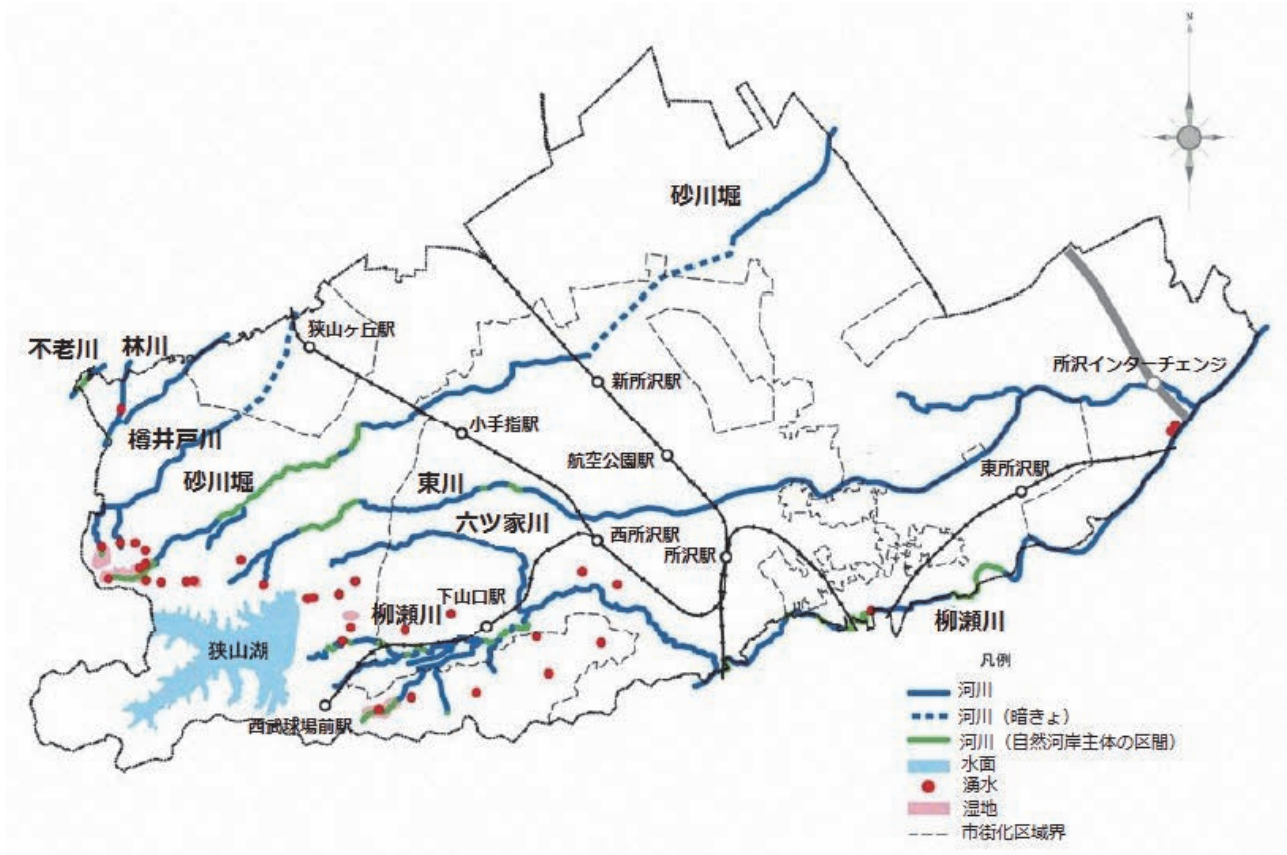


出典：所沢市史 地誌(所沢市)

イ 水系

市内には狭山丘陵付近に源を発する柳瀬川、東川、砂川堀や不老川が流れています。また、狭山丘陵には、1934（昭和9）年に東京都の水源として狭山湖が造成されました。狭山丘陵の周辺には、多くの湧水が見られ、小規模なため池や湿地に多くの生物が生息しています。

■水系図



出典：所沢市みどりの基本計画(2011)に加筆

⑤産業

本市の産業のうち、最も多い事業所数の産業は、2016（平成28）年度では、産業大分類別の「卸売業・小売業」であり、全体の23.7%を占めています。次いで、「宿泊業・飲食サービス業」（12.0%）、「建設業」（10.9%）となっています。

また、最も事業所人数が多い産業は、「卸売業・小売業」であり、全体の20.3%を占めています。次いで、「医療・福祉」（15.8%）、「製造業」（10.8%）となっています。

■産業大分類別の事業所数と事業所人数（2016（平成28）年度）

産業（大分類）	事業所数		事業所人数	
	件数（件）	全事業所に対する割合（%）	人数（人）	全事業所人数に対する割合（%）
A 農業，林業	19	0.2	160	0.2
B 漁業	-	-	-	-
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	1,047	10.9	6,426	6.2
E 製造業	674	7.0	11,282	10.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.0	137	0.1
G 情報通信業	93	1.0	652	0.6
H 運輸業，郵便業	264	2.7	10,265	9.9
I 卸売業，小売業	2,284	23.7	21,118	20.3
J 金融業，保険業	147	1.5	2,974	2.9
K 不動産業，物品賃貸業	681	7.1	3,347	3.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	398	4.1	2,124	2.0
M 宿泊業，飲食サービス業	1,150	12.0	10,705	10.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	951	9.9	5,409	5.2
O 教育，学習支援業	411	4.3	3,831	3.7
P 医療，福祉	978	10.2	16,419	15.8
Q 複合サービス業	33	0.3	675	0.6
R サービス業(他に分類されないもの)	490	5.1	8,476	8.2
S 公務	…	…	…	…
総 数	9,622	100.0	104,000	100.0

出典：所沢市統計書

⑥土地利用

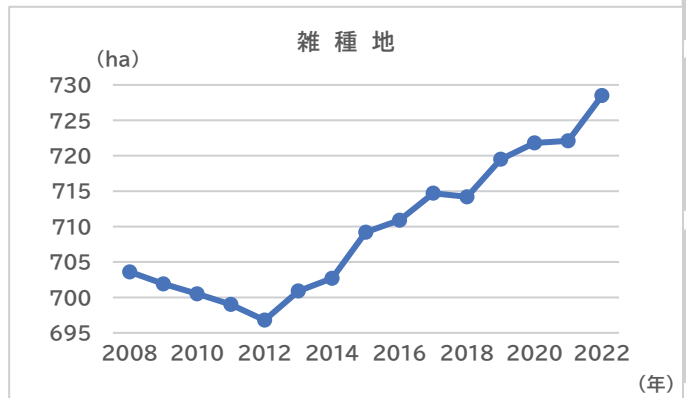
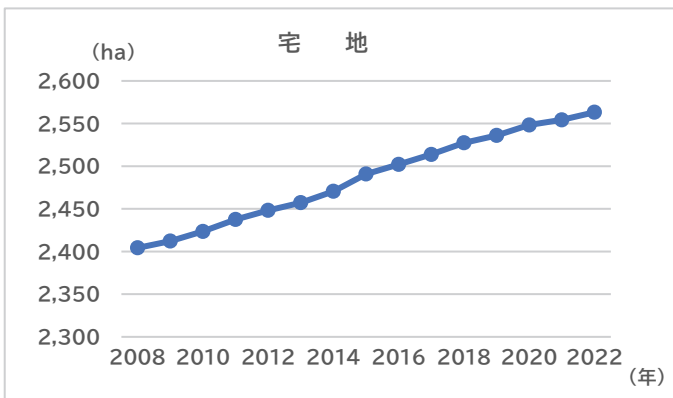
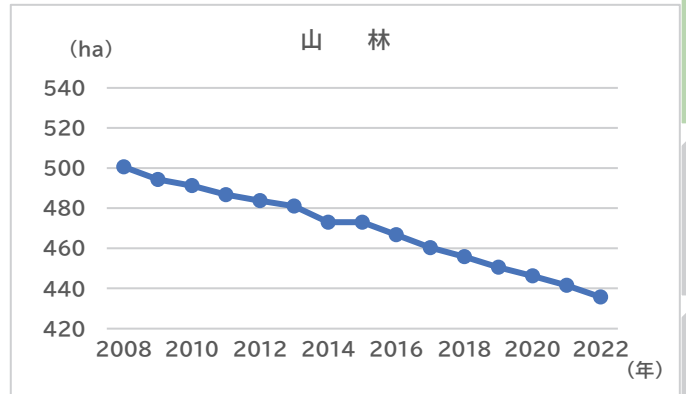
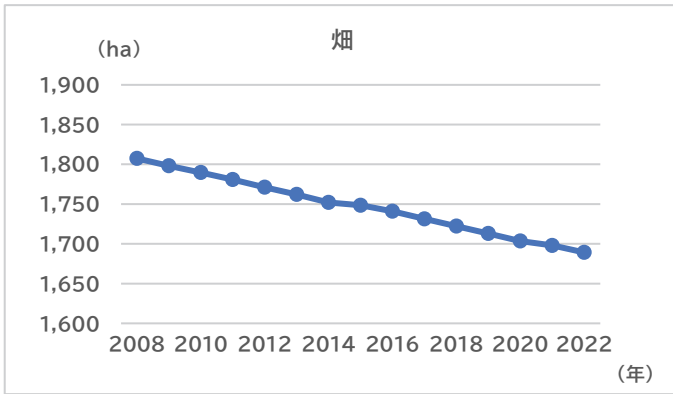
2022（令和4）年1月現在の市内の地目別土地利用は、宅地が最も多く、全体の35.6%を占め、次いで、畑となっています。推移については、畑や山林等は減少傾向、宅地は増加傾向にあります。

■地目別土地利用面積（2022（令和4）年1月1日現在）

地目	面積（ha）	割合（%）
田	4.0	0.1
畑	1,689.3	23.4
宅 地	2,563.3	35.6
山 林	435.7	6.0
原 野	0.3	0.0
雑 種 地	728.5	10.1
そ の 他	1,789.9	24.8
総 数	7,211.0	100.0

出典：所沢市統計書

■地目別土地利用面積の推移



出典：所沢市統計書より作図

また、本市の都市計画において、市街化区域は 2,796ha（約 39%）、市街化調整区域は 4,403ha（約 61%）となっています。2023（令和 5）年 10 月における用途地域の指定面積は、住居系の面積が最も多く、全体の 90.7%を占めています。

■用途地域別指定面積（2023（令和 5）年 10 月 6 日所沢市告示第 484 号）

用途種別	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	1262.0	44.5
第二種低層住居専用地域	35.6	1.3
第一種中高層住居専用地域	387.0	13.7
第二種中高層住居専用地域	124.2	4.4
第一種住居地域	582.7	20.6
第二種住居地域	129.6	4.6
準住居地域	45.7	1.6
田園住居地域	—	—
近隣商業地域	54.4	2.0
商業地域	85.0	3.0
準工業地域	91.0	3.2
工業地域	28.6	1.0
工業専用地域	3.3	0.1
合計	2,829.1	100.0

出典：所沢市統計書

⑦緑被現況

緑被地全体を100%とした分布状況では、2017（平成29）年3月末時点で緑被地の87%が市街化調整区域に分布し、13%が市街化区域に分布しています。都市計画区域に占める緑被地区分で最も大きな面積を占める区分は農地（22.5%）となっています。

■市域（都市計画区域）に占める緑被地集計表 <市域面積；7,211ha>

緑被地区分	緑被面積 (ha)	割合 (%)
樹林地	829.72	11.5
草地	66.93	0.9
植栽地	233.76	3.2
人工草地	195.24	2.7
水系	146.85	2.0
農地	1623.39	22.5
合計	3095.89	42.9

出典：所沢市みどりの基本計画

⑧交通

市内には鉄道の駅が11箇所あり、1日平均乗車人数は約20万人（秋津駅南口の東村山市分も含む）に及びます。また、2022（令和4）年度において、路線バスの1日平均乗車人数は約23,121人になります。市内を循環するところバスは、1日当たり66回の運行があり、1日平均乗車人数は931人になります。

市内の自動車等保有台数は、2022（令和4）年12月31日時点で、179,960台です。

自動車交通騒音調査の結果では、昼間（6時～22時）の交通量は、一般国道463号線（2017～2020（平成29～令和2）年度）で、14,400台～38,208台となっています。また、県道所沢堀兼狭山線（2021（令和3）年度、1地点のみ）で、32,736台となっています。

出典：ところバスに関する数値は「西武バス株式会社」より提供。自動車交通騒音調査における交通量に係る数値は、「ところざわ環境データブック2022」、それ以外の調査に係る数値は「所沢市統計書」による。

⑨道路・下水・公園

2022（令和4）年4月1日現在の市内の道路の実延長は、国道が19.0km、県道（主要県道と一般県道の合計）が46.5km、市道が1152.5kmとなっています。

2021（令和3）年度の市内下水道処理区域内人口は326,740人で、水洗化人口は322,349人、水洗化率は98.7%となっています。また、下水道普及率は、95.1%となっています。

2022（令和4）年4月1日現在の市内都市公園及び緑地については、総公園数237、総面積146.10haとなっています。

■都市公園及び緑地の状況（2022（令和4）年4月1日現在）

	総数	街区公園	近隣公園	総合公園	風致公園	緑地	広域公園
公園数	237	178	5	2	1	50	1
面積(ha)	146.10	27.21	8.70	32.40	9.10	18.49	50.20

出典：所沢市統計書

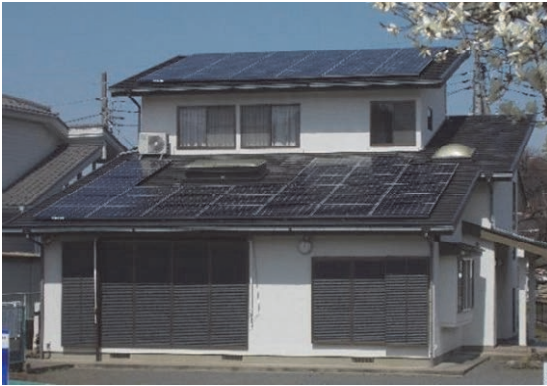
(2) 環境の概況

① 温室効果ガスの排出状況

地球環境保全については、温室効果ガスの削減を主な目標として取り組んできています。そのための施策として、自動車の利用削減や低公害車の導入などによる交通の低炭素化の促進、再生可能エネルギーの普及などによるエネルギーの自立・分散化、省エネルギーの推進などを行っています。

それぞれの取組は進んでいますが、令和5年版環境白書によると、日本全体の2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は、2020（令和2）年度と比較して、約2.0%増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復等により、製造業における生産量の増加や、貨物輸送量の増加等に伴うエネルギー消費量の増加等によるものとみられています。

本市の温室効果ガス排出量は、2018（平成30）年度から概ね減少傾向で、特に、産業部門、民生業務部門における排出量が減少しています。これは、生産設備の省エネルギー化や節電などの省エネ対策が進んでいることが要因であると推測されます。



② みどりの保全の状況

市内には、狭山丘陵をはじめ雑木林（武蔵野の平地林等）、^{さんとめしんでん}三富新田などの郊外の大規模な樹林地や畑、また、市街地の公園緑地など、様々なみどりが存在しています。このみどりを保全するため、緑地の確保や、ふるさとの樹の指定、市民協働による樹林地管理等を実施してきました。これらの取組により、緑地の確保量については増加傾向にあります。市民との協働により緑化を行う「みどりのパートナー制度」を設けており、2022（令和4）年度末までに1,517人の登録がありました。また、みどりにふれあう機会や場を創出するため、遊歩道の整備やみどりのふれあいウォークなどのイベントを実施しています。今後もこのような取組を続けていくために、みどりの確保やみどりにふれあう機会を引き続き増やしていくことが大切になります。



みどりのふれあいウォーク

③ ごみの減量及び適正処理の状況

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型の社会への転換を目指し、3R『ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）』推進のための様々な取組により、市内における総ごみ量及び市民一人当たりのごみ排出量は年々減少傾向にあり、2022（令和4）年度の市民一人当たりのごみ排出量（集団資源回収、事業系ごみ等は含まない）は557g/日でした。一方で、2021（令和3）年度のごみ処理経費は年間約59億円かかり、市民一人当たり換算すると約17,000円/年となっており、環境負荷の低減や財政負担の軽減のためにも、更なるごみの減量が必要な状況です。



また、安定的なごみ処理を推進していくために、東部クリーンセンターの延命化工事を2017～2020（平成29～令和2）年度にかけて実施しました。新たな最終処分場については、「第2一般廃棄物最終処分場（やなせみどりの丘）」として建設を進めているところです。

今後については、引き続き3Rを推進し、ごみの減量を進めること、安定的なごみ処理の維持のための体制や施設の管理等が課題となっています。

④環境基準達成状況

市内の大気環境、水質環境は、法令による各種規制や市民の協力等によって、改善傾向にあります。大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等に関しては、「第2期所沢市環境基本計画」で設定された目標について概ね達成している状況です。また、公害等の苦情相談件数については、2022（令和4）年度は78件であり、その内訳は、悪臭（野焼き）、騒音（解体工事）が中心となっています。今後も大気や水質等の監視を続けるとともに、アスベストが使用されている建物の解体が、今後、増大する見込みであるので、指導・監視などの対応が求められています。



水質調査

⑤街並みへの市民の満足度



本市の特徴として、狭山丘陵をはじめとするみどりによる景観や、所沢駅周辺の中心市街地における昔ながらの街並みと新しい街並みが混在する景観など、様々な表情を持った街の景観が見られる点が挙げられます。市内の景観を「とことこ景観資源」として登録し、その中から特に所沢らしい良好な景観の形成に資するものとして、狭山湖周辺や「三富開拓地割」の歴史的景観等を「とことこ景観賞」として表彰するなど、景観の保全と積極的な活用を図り、次世代へ継承しています。

公園などのオープンスペースは、自然とのふれあい、遊び、休憩、防災等の様々な機能を有しており、本市では公園の整備を推進しています。市内の都市公園のうち75%は街区公園となっており、市民一人当たりの公園面積は増加傾向にあります。一方で、2016（平成28）年に発生した台風第9号の影響に伴う河川の氾濫等により、床上浸水等、多数の被害が発生するなど、想定を上回る気象条件による被害が発生しています。

今後は、人口減少に伴う空き家増加などへの対策、交通環境の改善、集中豪雨などへの対策等をさらに進めていくことが課題となっています。

⑥環境活動への参加・協働・学習の状況

環境情報の収集・活用、環境教育・環境学習の充実、参加・協働の推進は環境の各分野において進められています。環境情報の提供については、情報の高度化に対応し、広報紙、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の様々な媒体を活用し実施しています。環境教育・環境学習については、こどもエコクラブの支援、出前講座等の実施、環境に関する副読本の提供などを行っています。



出前講座

参加・協働の推進については、市民や事業者と連携した緑化活動、美化活動、集団資源回収活動等を推進しています。

また、本市は、飯能市、狭山市、入間市、日高市との5市による協議会の場において、環境に関する施策に関する意見交換、学習等を実施しています。

今後も引き続き、わかりやすい環境情報の提供、学校教育での環境学習の継続的推進、体験・参加・協働を進める仕組みづくりが求められています。

【コラム】^{さんどめ}三富地域

三富地域は1694～1696年に開拓された「^{さんどめしんでん}三富新田（上富・中富・下富）」を中心に、川越市所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町の5市町にまたがる約3,200haの地域であり、農地が5割、林地が2割、その他が3割を占めています。

林地はすべて平地林であり、薪・落ち葉堆肥・家の材木の供給源として広く利用され、農民の生活になくてはならないものでした。現在でも、コナラやクヌギなどの広葉落葉樹の落ち葉を堆肥として還元する循環型農業が続けられ、さつまいも・ほうれんそう・さといも・かぶ・にんじん・だいこん・ごぼうなどの生産が盛んに行われている全国有数の露地野菜産地になっています。

近年は石炭や石油、化学肥料の普及に伴い林地の利用が減った一方で、都市近郊の保健・休養の場として評価が高まり、都市住民などによる落ち葉掃き・下草刈り等が行われています。



出典：300年の歴史を誇る「三富地域」（埼玉県庁）

